

義務教育諸学校の学校事務職員および栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

大蔵省は、臨時行政改革推進審議会が義務教育費国庫負担金について、国・地方の役割分担を見直すべきだとしてを受け、義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費に対する国庫負担金の全額削減を検討しているとのことであります。

これが実現されますと、地方公共団体の財政負担は増大し、将来にわたる過重負担となるばかりでなく、各地方自治体の規模・財政力によって学校運営に地域格差が生じ、ひいては学校教育の水準低下を招くこととなります。

本来、義務教育費国庫負担制度は、国が義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的として設けられたものであり、今回の大蔵省の検討内容は、この精神に逆行するものといわざるをえません。

よって、政府におかれましては、本来の趣旨に則り、現行制度の一層の充実を図るとともに、義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費の国庫負担を廃止しないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出します。

平成10年6月26日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
内閣総理大臣 大蔵大臣 自治大臣 文部大臣